

しずおか元気旅ロゴマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 ロゴマークに関する一切の権限は、静岡県大型観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

(使用の申込)

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、「しずおか元気旅ロゴマーク使用承認申請書」（様式1）に、次の各号に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

なお、デザイン確定の1か月前までに申請をすること。

(ア) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類（既存のパンフレットで可）

(イ) ロゴマークの使用内容が分かる企画書等

(ウ) 静岡県観光情報公式ホームページ「ハローナビしずおか」で提供しているロゴマークデータ（JPEG）を用いたデザイン案

(エ) その他会長が必要と認める書類

2 前項の承認をうけようとする者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認申請を免除とする。

(ア) 国又は地方公共団体が使用する場合

(イ) 静岡県大型観光キャンペーン推進協議会会員及び静岡県観光協会会員（会員団体の構成員を含む。）が使用する場合（ただし、商品パッケージや商品自体に使用する場合を除く。）

(ウ) JRグループ、旅行会社、雑誌社が静岡県への誘客を目的とした旅行商品広報媒体や記事に使用する場合

(エ) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(オ) その他使用承認の手続きを必要としないと会長が認めた場合

(使用承認の基準)

第3条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用を承認するときには「しずおか元気旅ロゴマーク使用承認書」（様式2）及びロゴマークイラストレーターデータを交付するものとする。

なお使用承認書の交付は、申請受付後10日以内を基本とする。

第4条 ロゴマークの使用が以下の各号のいずれかに該当する場合は、会長はこれを承認しない。

(ア) 消費者の利益を害するおそれがある場合

(イ) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合

(ウ) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合

(エ) 企業団体その他事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合

(オ) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

(カ) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(キ) その他承認することを会長が不相当と認めた場合

第5条 前条の場合、申請に要した費用等については、協議会は一切の責任を負わない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ログマークを使用する者（以下「ログマーク使用者」という。）は以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(ア) 承認された使用目的等によりのみ使用すること。

(イ) 別紙しずおか元気旅ログマーク・デザインマニュアルに従って正しく使用すること。（別添参照）

(ウ) ログマークの一部のみを使用し、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(エ) ログマークは、第三者に譲渡し又は貸与しないこと。

(オ) 当該使用に係る物件の使用報告書（様式5）と完成見本等は制作完成后1週間以内に会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更等)

第7条 ログマーク使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式3）及びデザイン案を会長に提出するものとする。

第8条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めた場合は変更承認書（様式4）及びログマークイラストレーターデータを交付し、変更を承認するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 会長は、次の各号いずれかに該当するときは、ログマーク使用者に対し、使用承認の取消し及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

(ア) ログマーク使用者がこの規定に違反したとき。

(イ) ログマーク使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。

(ウ) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。

(エ) その他、ログマークの使用継続が不相当であると認められたとき。

(報告・調査)

第10条 会長は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

(使用の非独占性)

第11条 ロゴマーク使用者は、会長が承認した用途に限定してロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第12条 協議会は、ロゴマーク使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 協議会は、ロゴマーク使用に係る損失補償等一切の責任を追わないものとする。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、2020年7月から施行する。